

令和3年度 國學院大學大学院 経済支援型奨学金の募集要項

本大学院「経済支援型奨学金」は、経済的な困難をかかえている在学生中、本人の申請に基づきその困難の程度に応じて支給します。希望者は、この要項を熟読し、世帯の生計（勤務の状況や収入の状況）をしっかりと把握したうえで申請してください。収入等に関する申告漏れがある場合や虚偽の申請をした場合、特別な理由なく指示された書類を指定された期限までに揃えることができない場合は、奨学金を支給できません。

1. 奨学金の対象者

標準修業年限内の博士前期課程、博士後期課程に在学する学生、令和3年度中に博士論文提出が確実である博士後期課程の修了延期者（特例措置の条件を満たしているもの）

***在留資格「留学」の在留カードを持つ留学生は除きます**

2. 奨学金の支給額

A ランク：授業料相当額の 80%（約 40 万円）

B ランク：授業料相当額の 50%（約 25 万円）

C ランク：授業料相当額の 30%（約 15 万円）

3. 申請期間

令和3年5月27日～令和3年6月10日（16時締切厳守）

*急病やコロナウィルスの感染防止等のやむを得ない事情により申請期間中に書類の提出が難しい場合は、必ず申請期間内に大学院事務課に連絡してください。

4. 申請書類の提出先

大学院事務課（若木タワー5階） 電話：03-5466-0142

5. 申請書類の提出方法

原則として、申請者本人が直接持参、或いは郵送してください。（特別な事情を抱えている場合は大学院事務課にご相談下さい）

書類の受領時に書類の不備、世帯構成や家計状況を確認します。（申請書提出後に不足書類や確認事項が判明した場合は、大学院事務課から連絡することがありますので、速やかに対応してください。連絡が取れなかったり、必要書類の提出がされない場合は、選考の対象外となりますのでご注意ください。）

申請書類の受領通知については、申請受付締切後に一斉メールにて配信します。

6. 選考結果の通知・奨学金の支給時期

選考の結果は7月中旬頃に通知します（選考に時間がかかる場合には通知が遅れるときがあ

ります)。奨学金は、申請書に記載された口座に7月末に支給される予定です。

7. 提出書類

(1) 申請時に必要な提出書類

① 令和3年度 大学院経済支援型奨学金申請書

② 住民票（世帯全員の記載のあるもの）

* **今年度新入生で**、入学手続き時に提出されたものに変更がない場合は再提出は不要です

③ 大学院奨学金銀行口座届

④ 健康保険証の写し（本人または配偶者が被保険者であるもの）

・独立生計者の場合のみ提出

⑤ 収入に関する書類

・「令和3年度（令和2年分）所得・課税（非課税）証明書」

（6月初旬頃から、各市区町村役場で発行されます）

* 申請者本人の他、父母（父母がいない等の場合には父母に代わる家計支持者）の証明書が必要です。所得のない方（主婦・家事手伝い及び高齢者等）は、非課税証明書（その他根拠書類）を提出して下さい。

⑥ 「所得・課税（非課税）証明書」の提出が奨学金申請期間内に間に合わない場合、まず下記の通り代用の書類を提出して下さい。また、「所得・課税（非課税）証明書」を入手次第、速やかに提出して下さい。

・給与、賃金、役員報酬等：源泉徴収票の写し

・年金、恩給：年金支払（振込）通知書または年金改定通知書の写し

・自営業売上等：確定申告書（控）の写し

(2) 提出書類の例

本人(アルバイトなし)、父(自営業)、母(パート)、祖母(年金受給中)の世帯の場合

・本人：所得・課税（非課税）証明書

・父：確定申告書の控え + 所得・課税（非課税）証明書

・母：源泉徴収票の写し + 所得・課税（非課税）証明書

・祖母：提出不要

8. 独立生計者について

下記の条件全てに該当する方については、独立生計者（父母等の収入を含めず、申請者と配偶者の収入のみを基準に選考）と認定することができますので、申請の際に父母等の家族の収入状況を全部記入のうえ、必要な書類も併せて提出してください。なお、申請内容によっては独立生計者として認められない場合もあります。

○**独立生計者の条件**（①～③のすべてに該当していること）

① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

- ② 本人（配偶者がいるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者。
- ③ 本人（配偶者がいるときは、配偶者を含む。）が被保険者となる健康保険証を持つ者又は本人（配偶者がいるときは、配偶者を含む。）が世帯主として国民健康保険証を持つ者
 - * 前年において独立した家計を営むだけの収入があったこと、または、今年中において独立した家計を営むだけの収入の見込みがあることが条件となります。「衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助（送金や住居の提供）等で賄う者」等は、独立生計者に該当しません。

9. 特別控除等に関する書類（特別控除を希望しない場合は提出不要）

- ① 高校生以上の就学者：在学証明書 又は 学生証の写し
- ② 母子・父子世帯：住民票で確認
- ③ 障がい者：身体障がい者手帳等の写し
- ④ 長期療養者：医療費の領収書等の写し（写）等
 - * 長期療養者に関する特別控除を申請する場合には、予め大学院事務課に相談してください。

10. 奨学金申請書の記入について

- ① **申請者情報**には、学籍番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、下記の項目はプルダウンから選択して下さい。
 - 所属：「文学研究科/法学研究科/経済学研究科」
 - 専攻：「神道学・宗教学/文学/史学/法律学/経済学」
 - 課程・学年：「博士前期1年/博士前期2年/博士後期1年/博士後期2年/博士後期3年/特例措置」
 - 通学区分：「自宅/自宅外」
 - 性別：「男/女」
 - * 博士後期課程4年～6年に在籍する者で、特例措置により応募資格を有する者は「特例措置」を選んでください。
- ② **就学者を除く家族**には、同居・別居を問わず生計を一にする方全員の氏名、年齢、職業、収入を記入し、下記の項目はプルダウンから選択して下さい。
 - 合計世代人数：住民票に記載の世代人数を記入して下さい。
 - 続柄：「空白/本人/父/母/配偶者/その他」
 - 収入については、本人の他、父母（父母がいない等の場合は父母に代わる家計支持者）の収入のみ記入して下さい。
 - 「収入」は、令和2年分（2020年1月～12月）の収入を記入して下さい。給与所得者は「給与収入（支払）金額」を記入し、自営業者は「総所得金額」（売上から必要経費を引いたもの）を、それぞれ記入して下さい。
- ③ **特別控除関係①**には、続柄、氏名、年齢、学校名を記入し、下記の項目はプルダウンから選択して下さい。
 - 続柄：「空白/兄/姉/弟/妹/子」

国・私：「国公立/私立」

種別：「大学/高校/中学/小学校/専修学校等」

通学区分：「自宅/自宅外」

- ④ **特別控除関係②**には、母子・父子家庭である場合、世帯内に障がい者、長期療養者がいる場合には、それぞれ該当する欄に指定の項目を記入して下さい。なお、該当者がいない場合記入は不要です。

※独立生計者として申請する場合は、②及び③の記入欄に、本人と父母の他、配偶者、子女についても記入して下さい。また、収入については、本人と配偶者の他、父母についても記入して下さい。

11. 注意事項

- ① 奨学金の受給者数および支給額は、申請者数や予算額により決まります。
選考に際しては、申請書に記載された収入等に基づき、家計評価額を算出します。申請者のうち、この家計評価額の小さい順(マイナス幅の大きい順)に奨学金を支給しますので、世帯や家計に変更が無い場合でも、年度ごとに奨学金受給の結果が異なることがあります。
- ② 申請書類が不足している場合や家計状況が不明な場合は申請を受理できません。やむを得ない理由により、申請期間中に提出できない書類がある場合、必ず申請時にその旨を申し出て下さい。
- ③ 奨学金の申請可能年数について
奨学金の申請は原則として標準修業年限以内のみ可能とします。ただし、在学中に休学した場合には、その休学期間を除外して修業年限を計算します。
例) 2020年4月に博士前期課程に入学した場合、2020年度と2021年度にしか奨学金を申請できません。ただし、2021年4月から2022年3月まで休学した場合には、2022年度の奨学金は申請可能です。
- ④ 個人情報保護について
奨学金申請に伴い提出した個人情報については、奨学金選考以外の目的に利用することはありません。データ入力および帳票出力の目的で業務委託する場合は、受託業者と個人情報を法令および本学との契約に則り取り扱うよう厳正に管理いたします。